

令和 2 年度 指定等文化財

1-1 国指定文化財

① 記念物（史跡） 湯浅党城館跡 湯浅城跡 藤並館跡

- 1 種別（区分） 記念物（史跡）
- 2 名称（員数） 湯浅党城館跡 湯浅城跡 藤並館跡（53,625.50 m²）
- 3 所有者 個人、有田川町
- 4 所在の場所 湯浅町青木、有田川町下津野他
- 5 指定年月日 令和 3 年 3 月 26 日

（指定理由）

平安時代末期から南北朝期の紀伊国において大きな勢力を誇った湯浅一族を中核とする武士団「湯浅党」の城館跡である。湯浅党は豊富な文献史料から西日本における中世前期の武士団の実態が分かる事例として調査研究が行われてきたが、その拠点となる城館の調査はこれまでほとんど行われてこなかった。そのため、平成 28 年度から有田市・湯浅町・有田川町の 3 市町が連携して、湯浅氏「一門」の本拠である湯浅城跡、婚姻関係や養子関係による擬制的な血縁関係によって結びついた「他門」の代表的な存在である藤並氏の本拠地である藤並館跡等の発掘調査を実施した。

湯浅城跡は、戦国時代に改変されているものの、築城時期が 13 世紀に遡ることが確認され、湯浅氏によりその縄張りが形作られた可能性が高まった。藤並館跡では、現存する土塁の下から 13 世紀後半に遡る土塁が検出されたことにより、館の基本構造は藤並氏の時代に造られ、戦国期にかけて改変が繰り返されたことが明らかになった。

湯浅党の本拠地に形成されたこれらの城館跡は、豊富に残る文献史料、有田川流域を中心に残る湯浅党関連の寺院や石造物などとともに、中世前期の社会状況を示しており、我が国の中世前期の武士団の在り方を知る上で重要である。



湯浅城跡



藤並館跡

②記念物（史跡） 檜野埼灯台及びエルトゥールル号遭難事件遺跡

- 1 種別（区分） 記念物（史跡）
- 2 名称（員数） 檜野埼灯台及びエルトゥールル号遭難事件遺跡（86,237.69 m²）
- 3 所有者 串本町、国
- 4 所在の場所 東牟婁郡串本町檜野
- 5 指定年月日 令和3年3月26日

（指定理由）

檜野埼灯台及びエルトゥールル号遭難事件遺跡は、和歌山県最大の島である紀伊大島の東端、檜野埼の突端に位置する檜野埼灯台とその周辺海域で発生したオスマン帝国の軍艦エルトゥールル号の遭難事件に関する遺跡である。檜野埼の海拔約38mの高台につくられた「檜野埼灯台」は、イギリス人技師R・H・ブラントンにより建設された日本最初期の石造灯台である。ブラントン設計の灯台のなかで最初に点灯した灯台であり、明治3年（1870）6月10日（旧暦）に初点灯し、現役灯台として現在も機能している。エルトゥールル号遭難事件は、明治23年（1890）9月16日に檜野埼沖で、オスマン帝国のフリゲート・エルトゥールル号が台風により遭難し、500人以上の乗組員が死亡した海難事故である。同号は、16日深夜、檜野埼の突端から200～300m南西、海岸から100mの沖合にある「船甲羅」に衝突・座礁した。海に投げ出された乗組員等が檜野埼灯台の灯火を頼りに泳ぎ着いたのが「遭難者上陸地」である。事故後、地域の住民の協力により遺体や遺品の回収が行われ、犠牲者は「船甲羅」と「檜野埼灯台」の中間地点に位置する「遭難者墓地」に葬られた。

檜野埼灯台は我が国の近代最初期の灯台として良好に保存され、明治初期の交通施設として貴重である。また、この地を舞台に発生したエルトゥールル号遭難事件遺跡は、近代における大規模かつ国際的な海難とその後の防災意識や日本とトルコとの国際交流・慰霊の歴史を明らかにする貴重な遺跡である。



檜野埼



檜野埼灯台

1-2 国指定文化財（追加指定）

① 記念物（史跡） 和歌山城

- | | |
|----------|---|
| 1 種別（区分） | 記念物（史跡） |
| 2 名称（員数） | 和歌山城（追加指定後面積 209,561.37 m ² ） |
| | 既指定地 208,862.35 m ² |
| | 追加指定地 699.02 m ² 合計 209,561.37 m ² |
| 3 所有者 | 和歌山市 |
| 4 所在の場所 | 和歌山市一番丁3番 外7筆 和歌山市雑賀屋町東ノ丁71番（追加指定） |
| 5 指定年月日 | 昭和6年3月30日 平成30年10月15日（追加指定） 令和元年10月16日（追加指定） 令和2年10月6日（追加指定） |

（指定理由）

和歌山城は、和歌山県北部を流れる紀の川河口に近い左岸に位置する近世城郭である。

和歌山城は天正13年（1585）に羽柴秀吉が、弟の秀長に命じて現在の虎伏山（標高48m）の山頂を中心に築城させたのが始まりである。その後、慶長5年（1600）には、関ヶ原の戦いで徳川家康に味方した浅野幸長が紀伊国を拝領した。幸長は虎伏山の西峰に天守を建て、東峰と北麓に御殿を造営した。元和5年（1619）には、徳川家康の十男である徳川頼宣が和歌山城主になり、元和7年より和歌山城の整備に着手し、砂の丸・南の丸を新たに造成した。以後、明治維新まで紀伊徳川家の居城であった。石垣と堀が良好に残っていることから昭和6年に史跡に指定された。指定時には大天守や小天守などの建物があつたが、昭和20年の空襲により岡口門（重要文化財）と追廻門を除いて焼失している。山頂には天守、一段下がった本丸には本丸御殿、本丸の北にある二の丸には大奥などがある二の丸御殿があり、その他に西の丸、南の丸、南西には砂の丸があつた。

その後、和歌山市教育委員会によって昭和48年には西之丸庭園（名勝）の整備、昭和55年には大手門の復元整備、平成7年には整備計画の策定、平成11年に御橋廊下の発掘調査が行われた。また、平成20年度から27年度まで二の丸大奥の発掘調査が行われ、建物や庭園などの多くの遺構を検出している。

今回追加指定をしようとするのは、江戸時代に「扇の芝」と呼ばれた和歌山城の南西に位置する芝地跡の一角である。扇の芝は頼宣の拡張に伴い形成された場所である。頼宣による拡張の前には砂丘が広がっていたが、南方からの防御のため砂岩の高石垣を築いて、砂の丸を造成した残りの部分が扇の芝と呼ばれた。弘化3年（1846）に焼失した天守の再建の際、ここに御普請所が設けられた。この城と一体の土地である扇の芝の条件の整った一角を追加指定し、保護の万全を図るものである。

（『月刊文化財』令和2年9月号）



扇の芝 遠景